

法定利用者負担額

提供するサービスについて、厚生労働者の告示の単価（別表）による利用料が発生します。通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さい方が、1月当たりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問い合わせください。

（別表）

① 料金表

	区分1 30分以上1時間30分以下	区分2 1時間30分超3時間以下	区分3（学校休業日のみ） 3時間超5時間以下
利用料	5,740円	6,090円	6,660円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割

② 加算項目

ア) 本事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
児童指導員等加配加算	1,230円	左記の1割	5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等が一定割合以上の場合、利用一日につき加算されます。
福祉専門員配置等加算 (Ⅲ)	60円	左記の1割	常勤の児童指導員等の内、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。

イ) 本事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
送迎加算	540円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	障害児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担の徴収法の管理を行った場合に加算されます。
個別サポート加算	① 900円 ※300円 ②1,200円	左記の1割	①ケアニーズの高い障がい児に支援を行った場合、1日につき加算されます。 ※一定の要件を満たした場合。 ②著しく重度の障害児に支援を行った場合1日につき加算されます。

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）	2,000 円	左記の 1 割	強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障がい児に対して支援を行った場合、利用 1 日につき加算されます。
加算項目	利用料	利用者負担額	内容
延長時支援加算	① 610 円 ② 920 円 ③ 1,230 円	左記の 1 割	計画的に ①30 分以上 1 時間未満（利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限る） ②1 時間以上 2 時間未満 ③2 時間以上の延長支援を行った場合 1 日につき加算されます。
関係機関連携加算（Ⅱ）	2,000 円	左記の 1 割	保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合、1 日につき加算されます。